



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
10月15日  
第47号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

### ○ 告 示

※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正（中小企業支援課）	1
令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課）	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨（森林保全課）	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る揭示の要旨（森林保全課）	2
生活保護法による施術担当機関の指定（健康福祉政策課）	2
都市計画法に基づく公聴会の開催（都市計画課）	2

## 告 示

### 滋賀県告示第209号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱（昭和59年滋賀県告示第211号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

別表3政策推進資金の表新事業促進資金の項融資対象者の欄中「第8条第1項」を「第14条第1項」に、「第13条第1項」を「第19条第1項」に改め、同表経営力強化推進資金の項資金使途の欄中「第26条第2項」を「第32条第2項」に改める。

### 付 則

この告示は、令和元年10月15日から施行する。

### 滋賀県告示第210号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 募集期間 令和2年3・4月採用自衛官候補生（男子・女子） 令和元年10月28日（月）から同年11月26日（火）まで
- 試験期日 令和元年12月5日（木）
- 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

### 滋賀県告示第211号

平成31年滋賀県告示第5号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の揭示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市鳥羽上町宇宮谷215、223
- 通知の内容の要旨 平成31年滋賀県告示第5号のとおり

**滋賀県告示第212号**

平成30年農林水産省告示第287号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市柏原字東北3748-5、3748-41、3748-81、3748-115、3748-152
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第287号のとおり

**滋賀県告示第213号**

平成30年農林水産省告示第916号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市番場字明ヶ谷151
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第916号のとおり

**滋賀県告示第214号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
伊藤 優子	治療室伊藤	犬上郡豊郷町石畑425番地	令和1.5.25

**滋賀県告示第215号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条および滋賀県都市計画公聴会規則（昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和元年10月30日（水）午後2時から
- 2 場所 豊栄のさと視聴覚室 犬上郡豊郷町四十九院1252
- 3 都市計画の案の概要
  - (1) 都市計画区域の範囲 豊郷町および甲良町
  - (2) 豊郷甲良都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
    - ア 都市計画の目標
    - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
    - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
  - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す町の区域内に住所を有する者
  - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
  - (3) 書面の提出期間 令和元年10月15日（火）から令和元年10月23日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の執務時間内とする。郵送による場合は、令和元年10月23日（水）までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 〒522-0071 彦根市元町4-1  
豊郷町企画振興課 〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375  
甲良町建設水道課 〒522-0244 犬上郡甲良町在士353-1

-----  
**滋賀県告示第216号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条および滋賀県都市計画公聴会規則（昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 日時 令和元年10月31日（木）午後2時から
- 2 場所 高島市役所新館3階会議室9 高島市新旭町北畑565番地
- 3 都市計画の案の概要
  - (1) 都市計画区域の範囲 高島市の一部
  - (2) 高島都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
    - ア 都市計画の目標
    - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
    - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
  - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
  - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
  - (3) 書面の提出期間 令和元年10月15日（火）から令和元年10月23日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の執務時間内とする。郵送による場合は、令和元年10月23日（水）までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県高島土木事務所管理調整課 〒520-1621 高島市今津町今津1758  
高島市都市整備部都市政策課 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

